

長崎市空き家家財処分費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者

住 所

（ふりがな）

氏 名



長崎市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、長崎市空き家家財処分費補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	<input type="checkbox"/> 申請する空き家に対して、他の制度に基づく補助の利用及び利用の予定は無い <input type="checkbox"/> 申請する空き家に対して、本補助制度による補助を利用した事は無い
添 付 書 類	1 事業計画書（第2号様式の3） 2 水道、電気又はガスのいずれかが1年以上使用休止していることを確認できる書類 3 固定資産税納税通知書の写し、固定資産税家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象空き家の所有者が確認できるもの 4 市税等を滞納していないことの証明書 5 事業内訳明細を示した見積書 6 住宅の全体及び家財処分の事業予定箇所の写真 7 手続を代理人が行う場合は委任状（第3号様式） 8 その他市長が必要と認める書類

(第 2 片)

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- 申請者は、次の者であって、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものとする。
家財処分を行う一戸建て空き家住宅（以下空き家という。）を所有する者（法人を除く）であって、その空き家が空き家バンク登録済であるもの
- 補助対象空き家は、家財処分を行う予定の本市内に存する空き家で、空き家バンク登録済のものである。
- 補助対象空き家を所有する者は、次の各号の全てを満たす者とする。
 - (1) 補助対象空き家が未登記の場合、家屋台帳に記載されている者である。
 - (2) 補助対象空き家が共有財産である場合、全ての共有者から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。
 - (3) 補助対象空き家が未相続の場合、所有する者が相続人であり他の相続人から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。

(第 3 片)

- 補助対象事業の委託業者は、市内に本社を有する一般廃棄物収集運搬業者である。
- 交付決定日から起算して90日以内に着手する。
- 補助対象事業は、下記の事業ではない。
 - 補助金の交付決定の前に着手した事業
 - 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の家電リサイクル費用にかかる事業
 - 公共工事の施行に伴う補償事業
- 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け家財処分事業等を行っている場合、又は補助等を受け家財処分事業修等を行う予定ではない。
- 補助金の交付の申請をする日以前に、補助対象空き家は、家財処分補助を受けていない。
- 事業経費総額は、委託業者からの見積書に記載された額を記入している。
- 事業経費総額に用途の明確でない費用は、含まれていない。